

垂水区社会福祉協議会 善意銀行助成に関する要綱(一部抜粋)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、垂水区社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第20条第3項の規程に定める本会委員会規程第2条第1項に基づき設置する垂水区善意銀行運営委員会(以下「運営委員会」という。)における善意銀行預託金の払出し(以下「助成」という。)の基準について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 垂水区善意銀行(以下「善意銀行」という。)の助成は、区民からお預かりした善意の寄付金を、垂水区の地域福祉向上のために役立てることを目的とする。

第2章 対象団体

(助成対象団体)

第3条 善意銀行の各助成の対象となる団体(以下「団体」という。)は、垂水区内(以下「区内」という。)に活動拠点を有し、企画した活動の完了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織であり、区内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を行う団体であって、次の各号に掲げるものとする。尚、前述の性格を持つ組織であれば、法人格のない団体も認める。

- (1) 社会福祉法第2条第2項及び第3項(第13号を除く。)に規定する施設
- (2) 権利能力なき社団で団体内に規約があり、民主的ルールにもとづいて物事を決め、構成員が代わっても、会の同一性が失われない団体
- (3) その他、本会が特に必要と認めた団体

(対象とならない団体)

第4条 第3条に定める団体のうち、次の各号に掲げる団体は助成対象から除く。

- (1) 営利を追求することを主目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団または暴力団と密接な関係のある団体
- (3) 宗教団体、政治団体、その他社会福祉的な性格が明らかでない団体
- (4) 活動計画、予算、決算等が整備されていない団体
- (5) 本会による助成金(友愛訪問グループ運営費助成、ふれあい給食会活動助成、ボランティアグループ運営費助成、子育てコミュニティ育成事業助成、コミュニティサポート育成支援事業)及び、神戸市のふれあいのまちづくり助成を受けている団体で、同じ事業にかかる経費を申請しようとする団体

第4章 ハート♡ブリッジ基金

(地域福祉推進助成)

第12条 本会は、区内の特定企業から預託を受けた寄付金で創設された基金(以下「ハート♡ブリッジ基金」という。)をもとに、寄付者の意向を尊重し、区内の地域福祉の推進のため、本会へ企画提案される事業(活動)に対し助成する。

- 2 基金の助成対象団体は、第3条及び第4条の規定を準用する。
- 3 助成を受けるにあたっては、別に定める様式で申請すること。
- 4 助成額は総額50万円を上限とする。
- 5 助成は本会の設置する善意銀行運営委員会(以下「委員会」という。)の投票及び推薦を経たのち、たるみ応援ハートブリッジ助成事業の公開企画提案会により決定する。
- 6 前項の決定には、本条第1項の基金の寄付者の意向を尊重する。
- 7 本条第5項において、委員会の運営・投票に関する細目については別に定める。
- 8 助成を受けた団体は、領収書の写しを添付した報告書を提出しなければならない。
- 9 助成を受けた団体は、事業終了後に本会が開催する報告会へ出席しなければならない。

(対象とならない事業)

第13条 次の各号に掲げる事業は、助成の対象としない。

- (ア) 活動期間中に当会からの他の助成及び、神戸市ふれあいのまちづくり助成を受ける事業
- (イ) 1団体が同一年度内に実施する事業で同一の対象者に対し実施する2件目以降の事業
- (ウ) 同一法人、同一グループが申請する2件目以降の事業

第4章の2 土井・上野基金

(青少年育成助成)

第13条の2 本会は、元垂水区連合婦人会会長の土井芳子氏と、元垂水地区青少年育成協議会会長の上野義夫氏から預託を受けた寄付金で創設された基金(以下「土井・上野基金」という。)をもとに、寄付者の意向を尊重し、区内の青少年育成のため、本会へ企画提案される事業(活動)に対し助成する。

- 2 基金の助成対象団体は、第3条及び第4条の規定を準用する。
- 3 助成を受けるにあたっては、別に定める様式で申請すること。
- 4 助成額は総額20万円を上限とする。
- 5 助成は本会の設置する委員会の投票及び推薦を経たのち、たるみ応援ハートブリッジ助成事業の公開企画提案会により決定する。
- 6 本条第5項及び第6項において、委員会の運営・投票に関する細目については別に定める。
- 7 助成を受けた団体は、領収書の写しを添付した報告書を提出しなければならない。

8 助成を受けた団体は、事業終了後に本会が開催する報告会へ出席しなければならない。
(対象とならない事業)

第13条の3 次の各号に掲げる事業は、助成の対象としない。

- (ア) 活動期間中に当会からの他の助成及び、神戸市ふれあいのまちづくり助成を受ける事業
- (イ) 1団体が同一年度内に実施する事業で同一の対象者に対し実施する2件目以降の事業
- (ウ) 同一法人、同一グループが申請する2件目以降の事業

第5章 単年度実績助成

(単年度実績助成)

第14条 本会は前年3月1日から当該年2月末日の善意銀行への預託実績に伴い、区内の自助団体、作業所団体、青少年健全育成団体(以下「青少年団体」という。)に対し団体助成を行う。

- 2 助成を受けるにあたっては別に定める様式で申請すること。
- 3 助成を受けた団体は、善意銀行が多くの区民の預託から成り立つものであることを理解し、助成により作成した成果物や、活動の様子を収めた写真を本会へ提供することで、本会が行う善意銀行の広報に協力するよう努める。
- 4 助成の基準については別に定める。

(対象となる団体)

第15条 前条の各団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (ア) 自助団体は、垂水区母子福祉たちばな会、神戸市重度心身障害児(者)父母の会垂水支部、神戸市手をつなぐ育成会垂水支部、垂水区肢体障害者福祉協会、垂水区視力障害者福祉協会、垂水区聴力言語障害者福祉協会とする。
- (イ) 作業所団体は、区内に活動拠点があり、助成を受けようとする年度の4月1日時点で設立されていて、神戸市役所保健福祉局自立支援課で所在が確認でき、設立が認証されている団体とする。
- (ウ) 青少年団体は、垂水区子ども会連合会、垂水地区青少年育成協議会、垂水区体育協会とする。

第7章 事後手続

(監査)

第17条 本会は、第3章乃至第5章の助成金を受けた団体に対し、助成金の用途に関する範囲で適宜監査を行うことができる。

- 2 助成金を受けた団体は、助成に関する記録及び諸帳簿等を5年間保存し、本会が要求するとき提示、監査を拒むことはできない。

(変更)

第18条 助成を受けた団体は助成決定後、やむを得ない事情により助成が決定した事業の内容を変更したいときは、本会对し計画変更申請書を提出しなければならない。

- 2 本会は第1項において事業内容の変更が軽微なものに限りこれを認める。
- 3 第1項において事業内容の変更が大幅な変更となる場合は、第1条に定める運営委員会に意見を聞きその適否を判断する。ただし、第4章の地域福祉推進助成については、寄付者の意向を聞き、その適否を判断する。
- 4 前項の場合において、変更が適当と認められない場合は、その助成を取消し、第12条の助成に限り後順位繰り上げにより助成を受ける団体を決定する。
- 5 第2項及び第4項の決定は本会理事長がこれを行う。

(助成の取り消し)

第19条 本会は、助成団体が次の各号の一に該当するとき、助成決定を取り消しまたは助成金の一部を本会の善意銀行口座に返還させることができる。

- (ア) 助成決定後、事業の一部を休止または廃止したとき
- (イ) 助成金を指定された事業以外に使用したとき
- (ウ) 経理状況が極めて不良と認められたとき
- (エ) その他本会の指示に従わない、または不相当と認められたとき

第8章 情報公開

(公開)

第20条 この要綱に定める各助成を受けた団体が提出する報告書は、事業報告書及び決算書、添付資料などを含め、すべての資料は、個人情報保護法に規定されるものを除き、公開の対象となる。

- 2 団体が提出した書類及び添付資料の所有権は本会に帰属する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成25年2月1日から施行する。ただし、第3章のうち、第9条及び第10条並びに第5章の規定については平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成25年11月11日から施行する。ただし、第5条の2第5項及び第6条第2条乃至第8項の規定は平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章の 2 の規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。